

令和3年度
「とくしま新鮮・食の魅力再発見事業補助金」
交付要領

[令和3年10月]

【申請受付期間】

必ず事業着手前に申請してください。

受付期間は、令和3年10月15日(金)～令和3年11月30日(火)です。

ただし、予算額に達し次第、受付終了いたします。

【申請方法】

電子申請、郵送又は持参の方法でお願いします。

【提出先・問い合わせ先】

徳島市経済部農林水産課

- 住 所 : 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
- 電 話 : 088-621-5245
- F A X : 088-621-5196
- E - mail : norin_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp
- 時 間 : 8:30～17:00/月～金曜日(祝日を除く)

【その他】

本交付要領のほか、補助金交付申請書等を、徳島市のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

徳島市 経済部 農林水産課

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける本市内の飲食業者等が徳島県産食材を使って新しい商品を開発し、提供すること及び徳島県産食材のPRをすることについて、予算の範囲内でそれらの費用に対し、とくしま新鮮・食の魅力再発見事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地産地消に向けた継続的な取組み及びコロナ禍で頑張る本市内の飲食業者等を応援することを目的としています。

2. 補助対象者

(1) この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の条件を満たす者です。

ア 地産地消に向けた継続的な取組みを行う者

イ 本市内において飲食店営業（テイクアウトも可）や食品を製造し、店頭にて販売する営業を行っている者

ウ 徳島県が交付する新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーの交付を受け、店舗に掲示している者

(2) 上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

ア 市税を滞納している場合

イ 補助対象者が、暴力団員である場合や、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合、営業の経営に暴力団又は暴力団員が関与していると認められる場合

3. 対象事業・期間・経費・限度額

(1) 対象事業

補助金の交付対象となる事業は、徳島県産食材を使って、自分のお店でまだ提供したことのない新しい商品を作って、提供する事業です。

なお、提供と同時に、お店のメニュー表、チラシ、看板、のぼり等で、新しい商品に使った徳島県産食材のPRをしていただく必要があります。その際、新しい商品の商品名を「徳島県産〇〇を使った～」としたり「～（徳島県産〇〇を使用）」とする等、新しい商品に徳島県産食材を使っていることがわかるようにしてください。（ただし、使った徳島県産食材の名称に徳島の地名が入っている場合は新しい商品の商品名にその徳島県産食材の名称を加える「例：阿波尾鶏を使った～」ことで可。）

(2) 対象期間

交付の決定をした日～令和4年1月31日（月）

※ 対象期間内に新しい商品の開発・提供と使った徳島県産食材のPRを実施すること。

※ 対象期間内に費用の支払い等が全て終了していること。

(3) 対象経費、補助率及び限度額

下記の表に記載する取組内容ごとに対象経費に該当するものの経費について補助します。（上限10万円まで）

※詳しい計算方法につきましては、「(6) 補助金の計算方法」をご参照ください。

取組内容	対象経費	補助率	限度額 (千円)
新商品の開発・提供	・食材費 ・助言業務や技術指導等に係る費用等	10/10	100
新商品に使った徳島県産食材のPR	・メニュー表作成費 ・チラシ作成費 ・看板作成費 ・のぼり作成費 ・デザイン製作費等		

(4) 補助の対象となる経費の条件

ア 対象期間内に契約、取得、支払いが完了した経費であること（申請時に、既に契約、申し込み、発注等を済ませている経費は、申請することはできません。）。

イ 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして、明確に区分できること。（補助対象の経費については、原則、単独で領収書等を作成してください。）

ウ 対象経費で得た全ての財産の所有権が補助対象事業者に帰属すること。

(5) 補助対象外の経費

「(3) 対象経費、補助率及び限度額」に記載されている対象経費以外は補助の対象外となります。主なものとしては以下のものがあります。

ア 開業、運転資金、設備投資等を目的としているもの。

イ 人件費

ウ 光熱水費

エ 消費税及び地方消費税

オ 領収書等の書類、帳票類が不備のもの。

(6) 補助金の計算方法

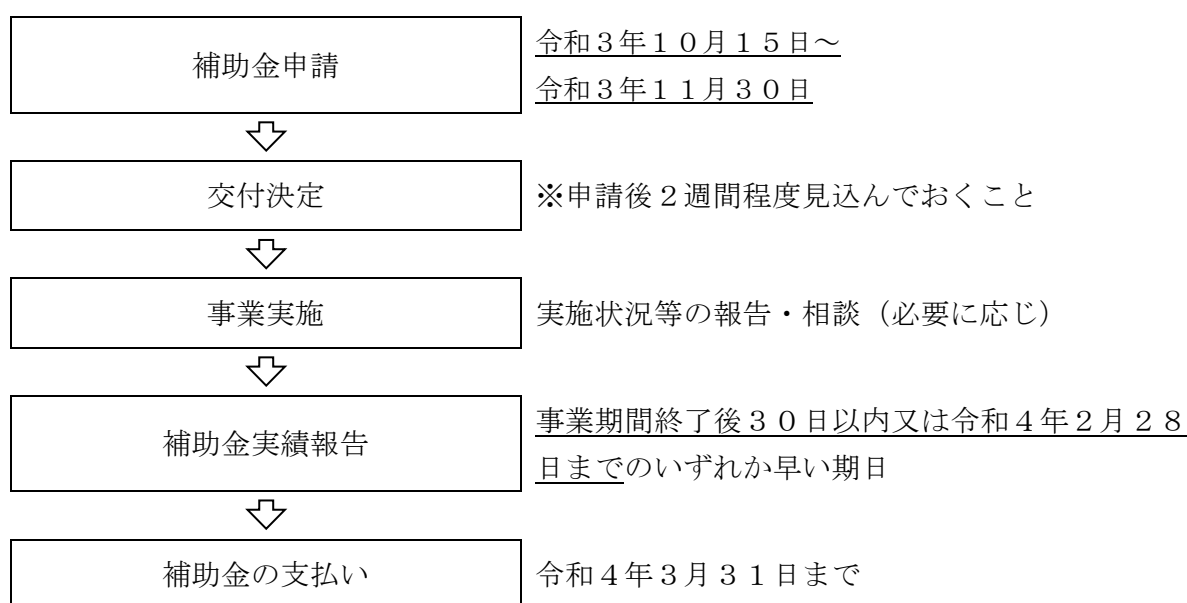
ア 取組内容ごとに補助対象経費(A)欄を記入し、(C)欄にその合計額を記入する。

イ (C)欄の額と(D)限度額を比べ、その額のいずれか低い額を補助金額とする。

ウ 記入例

取組内容	補助対象 経費(A)	補助率 (B)	(C)= (A)×(B)	限度額 (D)	(C)と(D)のい ずれかの低い額
開発・提供	70,000	10/10	120,000	100,000 円	100,000
P R	50,000				

4. 事業の流れ



5. 交付申請

(1) 提出書類等

補助を受けようとするときは、次の書類を作成し、提出してください。

- ア 補助金交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書

(2) 他の制度の助成・補助等と関連がある場合は、当該他の制度の制度要綱及び申込のために提出した書類を添付してください。（「10 (1) 他の制度との調整について」をご参照ください。）

6. 交付決定

補助予定金額の枠内で先着順に、交付決定を行います。

※着順は、申請書が市に到着した時点を基準とします。

7. 補助金額の確定等

補助額は、事業完了後、提出いただく実績報告書を市が審査し、その結果に基づき確定します。

8. 事業内容の変更等

次の(1)～(4)に該当する状況が発生した場合は、速やかに市に連絡してください。変更又は廃止の申請をしていただく必要があります。

- (1) 新しい商品に使う徳島県産食材を変更しようとするとき。
- (2) 交付決定額の20%以上の減額変更をしようとするとき。
- (3) 交付決定額の増額変更をしようとするとき。
- (4) 事業を廃止しようとするとき。

9. 実績報告

- (1) 事業の完了後30日以内又は令和4年2月28日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、事業経費の支出を明らかにするものとして、領収書等の写しの添付が必要です。

これらの書類に不備がある場合は、対象経費として認めることができませんのでご注意ください。

- (2) 対象期間内（1月31日まで）には、事業経費が全額支払い済みであることが条件となりますので、予め十分な資金計画を立てていただくようお願いします。
- (3) 領収書等の写しは、原則この事業専用とし、通常業務との一括処理はしないでください。
- (4) 本事業に係る関係書類及び帳簿類は、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

10. その他

- (1) 他の制度との調整について

国、県、市等の他の助成・補助制度との併用は、原則としてできません。他の制度の助成・補助等と関連している場合で、本事業の補助を受ける場合は、事前に相談ください。

- (2) 報告について

徳島市から対象事業に関する報告や関係書類の提出、あるいは現場の状況確認を求められた場合、これに応じる必要があります。

- (3) 補助事業の完了後、令和4年3月31日までの間、補助事業で開発した新しい商品を店舗で提供してください。
- (4) 補助事業の完了後も地産地消を推進する者として、引き続き地産地消に向けた取組みを行うようにしてください。